

令和3年度 茨城中部農地整備事業
営農計画・事業効果検討業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局

茨城中部農地整備事業所

第1章 総則

第1-1条(適用範囲)

茨城中部農地整備事業 営農計画・事業効果検討業務の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1-2条(目的)

本業務は、国営茨城中部土地改良事業計画において、これまでの事業実施状況及び今後の動向を踏まえ、受益調査、営農調査、事業効果検討等を行うものである。

第1-3条(場所)

本業務の対象となる位置は茨城県水戸市及び東茨城郡茨城町地内で、別添位置図に示すとおりである。

第1-4条(一般事項等)

業務請負契約書及び各共通仕様書に示す一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を計るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第1-5条(管理技術者)

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

第1-6条(照査技術者)

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源 計画
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画
シビルコンサルティングマネージャ	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き書(案)」(以下「照査手引き書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引き書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第1-7条(担当技術者)

- 1 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

第1-8条(配置技術者の確認)

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

第1-9条(保険加入)

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条 (設計条件)

本業務の設計条件は、以下のとおりである。

1 設計基本条件

設計業務作業 【区画整理】	区画整理：約675ha（13団地） うち換地原案確定済8団地 換地原案未策定5団地
------------------	---

第2-2条 (適用する図書)

本業務の設計作業に適用又は準用する図書は、「農業農村整備事業計画作成便覧 第4版（農林水産省構造改善局計画部監修）」、「2015年度改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル（農林水産省農村振興局整備部監修）」「令和3年度土地改良工事積算基準」によるものとするほか、必要に応じて監督職員と協議する。

第2-3条 (貸与資料等)

貸与資料は、以下のとおりである。なお、換地原案確定済団地に関する実施設計業務報告書や出来高関係資料及び事業費決算関係資料については、別途、監督職員から貸与する。

分類	貸与資料	数量
計画書	国営茨城中部土地改良事業計画書、同補足説明資料	1式
効果算定	国営茨城中部地区 経済効果の算定	1式
営農計画	国営茨城中部地区 営農計画	1式
報告書	平成25年度国営土地改良事業地区調査 茨城中部地区事業計画策定業務	1式
報告書	平成26年度国営土地改良事業地区調査 茨城中部地区ひぬま川区域整備計画修正業務	1式
報告書	平成26年度国営土地改良事業地区調査 千波湖区域整備計画修正業務	1式
報告書	平成26年度国営土地改良事業地区調査 那珂川統合区域整備計画修正業務	1式
報告書	平成27年度 国営土地改良事業地区調査 茨城中部地区事業計画修正業務	1式
報告書	令和3年度 国営那珂川沿岸土地改良事業 再評価基礎資料作成業務	1式
通知	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等について	1式
通知	「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」の一部改正について	1式

通知	「国産農産物安定供給効果」について	1式
通知	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの一部改正について	1式

第2-4条(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは下記のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

第3-1条(設計作業項目及び数量)

本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりである。

なお、詳細は別紙【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目	数量
1. 資料の収集整理	1式
2. 受益面積の整理	1式
3. 営農計画検討	1式
4. 効果算定	1式
5. 照査、点検とりまとめ	1式

第3-2条(設計作業の留意点)

設計作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 効果算定においては、「2015年改訂版 新たな土地改良の効果算定マニュアル(農林水産省農村振興局整備部監修)」、その他通知に基づき作業を行うものとする。
- (2) 第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を分かり易く明示するものとする。

第4章 打合せ

第4-1条(打合せ)

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として下記の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 第1回 作業着手の段階(業務計画書策定段階)
- 第2回 中間打合せ(受益地調査、営農調査段階)
- 第3回 中間打合せ(事業効果資料作成段階)

第4回 中間打合せ(とりまとめ段階)

第5回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正且つ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

第5-1条(成果物)

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。

2 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

第5-2条(成果物の提出先)

成果物の提出先は、次のとおりとする。

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1023-1

関東農政局茨城中部農地整備事業所

第6章 契約変更

第6-1条(契約変更)

契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- 1 第2-1条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第4-1条に示す「打合せ回数」等に変更が生じた場合
- 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 5 履行期間の変更が生じた場合
- 6 関係者協議等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合
- 7 その他

第7章 定めなき事項

第7-1条(定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容
1. 資料の収集整理	
(1) 既存資料の把握	貸与資料に示す既存資料の把握を行う。
2. 受益面積の整理	
(1) 受益面積の整理	<p>受益地について、当初計画の受益範囲、一筆調書（土地台帳）を基に、発注者からの権利関係資料及び現時点の土地登記簿や農地基本台帳と突合を行い、受益範囲及び受益面積の精査を行う。</p> <p>なお、令和2年度までに換地計画原案図が確定した8団地については、名寄せ調書及び換地計画原案図を基に、受益範囲及び受益面積の精査を行う。</p>
(2) 土地所有の状況調査	<p>土地所有の状況（面積・受益者数・筆数・権利関係）について、発注者から提供する権利関係資料及び現時点の土地登記簿や農地基本台帳を基に更新する。</p> <p>なお、令和2年度までに換地計画原案図が確定した8団地については、名寄せ調書及び換地計画原案図を基本に土地所有の状況の精査を行う。</p>
3. 営農計画検討	
(1) 資料収集・整理	<p>当初事業計画の営農計画及び集積計画の策定に用いられた資料及び貸与資料を活用し、最近年の茨城県や水戸市及び茨城町の農業振興計画や営農計画基礎資料の収集・把握を行い、地域農業の現状と課題を把握・整理する。なお、2020年農林業センサスに関する整理方法は貸与資料（国営那珂川沿岸土地改良事業 再評価基礎資料作成業務）に準拠する。</p>
(2) 営農計画・土地利用計画等の検討	<p>課題点に対応した営農計画の基本方針決定、基本方針を踏まえた土地利用計画及び営農類型の設定を行い、営農計画（素案）を作成する。</p> <p>当初事業計画における担い手農地利用集積計画及び広域農業高付加価値化等基盤整備構想に関する資料について、関係機関が作成する集積計画及び営農計画との整合を図り見直しを行う。</p>
4. 効果算定	
(1) 費用対効果分析資料の更新	<p>現計画で算定した費用対効果分析資料及びその他貸与資料等を基に、効果算定に用いる統計等の収集、整理及び必要に応じて関係機関（県、市、土地改良区）からの資料収集等を行う。また、総費用については貸与資料、出来高関係資料及び決算資料等最新の事業費等を踏まえた更新を行う。各便益については収集した各種単価、単収及び諸係数等の時点更新を行い、総費用総便益比を概略で算出する。（現計画の効果項目は、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、耕作放棄地防止効果、非農用地等創設効果、国産農産物安定供給効果、文化財の調査に関する効果）</p>
(2) 費用対効果分析結果のケーススタディ	<p>上記（1）で算定した結果を基に、営農計画及び農地集積計画の変更が作物生産効果及び営農経費節減効果等に与える影響についてケーススタディを行う。（集積面積及び高収益作物導入の設定について、発注者が感度分析を試算している4ケース程度を想定している。）</p>
5. 照査・点検とりまとめ	<p>照査計画に基づき、業務の節目毎に照査・点検とりまとめを実施し、照査報告書の作成を行う。</p>